

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	三三	○土地改良区の定款の変更を認可した件二件	三五
○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件二件	三三	○道路の区域を変更する件四件	三五
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件四件	三四	○道路の供用を開始する件三件	三七
○指定漁船を普通損害保険に付すべ	三七	○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件	三七
		○都市計画事業の認可の告示があった件	三七

告 示

福島県告示第三百九十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十三年八月十八日救急病院として認定した。

平成二十三年八月二十六日

名称	所在地	福島県知事 佐藤 雄平
社団法人医療法人養生会	いわき市鹿島町下蔵持字中沢目二二番	認定有効期限
かしま病院	地の一	平成二六年八月一七日

(地域医療課)

福島県告示第三百九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年八月二十六日から同年九月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び本宮市産業建設部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

くり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び田村市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年八月二十六日
福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ船引店 福島県田村市船引町船引字太子堂百三十番ほか

二 法第八条第一項の規定により田村市から聴取した意見の概要

1 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
循環型社会形成に向けた廃棄物減量化の観点から、再生資源としての利用が可能なる容器包装廃棄物の排出抑制や減量化取り組みとして、マイバックの推奨及び資源物の回収など資源の有効活用対策について推進願いたい。

2 防災対策への協力
市からの防災対策や防犯対策、交通安全対策等を含めた協力要請については参加、協力等について配慮されたい。

3 廃棄物に係る事項等
廃棄物保管施設においては、専用カゴ等の清掃整理や飛散防止に努め、悪臭の発生防止、油脂類等による下水道施設の機能低下防止、ごみの減量化に努めるとともに、適切な処理を行うこと。

4 その他
営業開始以降、近隣住民等からの苦情、相談等があった場合は適切な対応について配慮されたい。
(商業まちづくり課)

福島県告示第三百九十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年八月二十六日から同年九月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び本宮市産業建設部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ヨークベニマル本宮店 福島県本宮市本宮字館町四十五番地二ほか

二 法第八条第一項の規定により本宮市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

出口No.2については、国道四号線方面へ右折する車輛や、昭代橋方面からの車輛が右折し駐車場へ進入することによる交通事故が考えられることから、道路にラバークリーン等を設置し未然に事故を防ぐ処置をすること。
2 歩行者の交通の利便の確保等

- 3 大規模小売店舗届出書内容を遵守し実行すること。
- 4 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
- 5 大規模小売店舗届出書内容を遵守し実行すること。
- 6 防災・防犯対策への協力
- 7 大規模小売店舗届出書内容を遵守し実行すること。
- 8 騒音発生に係る事項
- 9 大規模小売店舗届出書内容を遵守し実行すること。
- 10 廃棄物に係る事項等
- 11 大規模小売店舗届出書内容を遵守し実行すること。
- 12 街並みづくり等への配慮等
- 13 大規模小売店舗届出書内容を遵守し実行すること。
- 14 その他

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年八月二十六日から同年九月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 万代書店郡山店 福島県郡山市安積町荒井字大久保七番七ほか
- 三 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
 - 1 防災・防犯対策への協力
 - 2 郡山市では、平成二十年四月一日より「郡山市安全で安心なまちづくり条例」を施行しております。この条例は、市、市民、事業者、土地所有者等（土地又は建物その他工作物を所有し、又は管理するものをいいます。）がそれぞれの役割を担い、密接に連携しながら犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりをすすめることが基本となっており、なかでも事業者及び土地所有者等においては、この基本理念を御理解いただき、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるよう努め、市の防犯対策への御協力をお願いいたします。
 - 3 騒音の発生に係る事項
 - 4 営業騒音及び駐車場騒音等の防止に努め、周辺環境の静穏保持についてなお一層の配慮をすること。
 - 5 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 - 6 廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適正なりサイクルを推進すること。

4 廃棄物に係る事項等

- 1 分別徹底を図り、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の適正処理をすること。特に事業系一般廃棄物に廃プラ等産業廃棄物として処理しなければならないものを含まないようにすること。
 - 2 その他
 - (一) 夜間照明による「光害」が生じないよう、照明の位置及び角度等に十分配慮すること。
 - (二) 周辺住民等から苦情が申し立てられた場合は、誠意を持って対処すること。
- (商業まちづくり課)

福島県告示第四百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年八月二十六日から同年九月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 二 ヨークベニマル内郷店 福島県いわき市内郷御厩町三丁目百五十
 - 三 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
- 意見なし。
- (商業まちづくり課)

福島県告示第四百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年八月二十六日から同年九月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 二 ロックタウン須賀川 福島県須賀川市仲の町八十四ほか
 - 三 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要
- 意見なし。
- (商業まちづくり課)

福島県告示第四百三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年八月二十六日から同年九月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島南モール 福島県福島市黒岩字浜井場五番地の一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定により、鹿島加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことについて同意があった。

平成二十三年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

（水産課）

福島県告示第四百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、矢吹土地改良区から平成二十三年七月六日付けで申請のあった定款の変更について、同年八月十七日認可した。

平成二十三年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

（農村計画課）

福島県告示第四百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、磐城小川江筋土地改良区から平成二十三年八月四日付けで申請のあった定款の変更について、同月十九日認可した。

平成二十三年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

（農村計画課）

福島県告示第四百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十三年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	伊達郡川俣町飯坂字西 光寺五四番二地先から 同 郡同 町飯坂字西 光寺四八番一地先まで	変更前	一一・五	一一九・七
		変更後	二二・五	二二九・七
一般国道 四〇〇号	大沼郡三島町大字名入 字上ノ原三五四番五地 先から 同 郡同 町大字西方 字居平一八二番地先ま で	変更前	一三・五	一一二〇・〇
		変更後	七・五	一、一一二〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第四百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県津若松建設事務所で平成二十三年八月二十六日から二週間一般の縦
覧に供する。

平成二十三年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四〇〇号	大沼郡三島町大字名入 字上ノ原三五四番五地 先から 同 郡同 町大字西方 字居平一八二番地先ま で	変更前	一三・五	一一二〇・〇
		変更後	七・五	一、一一二〇・〇
一般国道 四〇〇号	大沼郡三島町大字名入 字上ノ原三五四番五地 先から 同 郡同 町大字西方 字居平一八二番地先ま で	変更前	一三・五	一一二〇・〇
		変更後	七・五	一、一一二〇・〇

福島県告示第四百九号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
 計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十三年八月二十六日から二週間一般の縦
 覧に供する。
 平成二十三年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

字居平一八二番地先ま で 大沼郡三島町大字西方 字居平一八二番地先か ら 同 郡同 町大字西方 字居平五四二九番地先 まで	C 八・四〇 一六・〇	六九・〇
--	-------------------	------

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四〇〇号	大沼郡三島町大字名入 字上ノ原三五四番五地 先から 同 郡同 町大字西方 字居平九五番地先まで 大沼郡三島町大字名入 字上ノ原三五四番五地 先から 同 郡同 町大字西方 字居平一八二番地先ま で 大沼郡三島町大字西方 字居平一八二番地先か ら 同 郡同 町大字西方 字居平五四二九番地先 まで	変更前 A 四・五〇 三五・〇	B 一三・五〇 七一・五	一、一三三・八 一、一一〇・〇
		C 八・四〇 一六・〇		六九・〇

大沼郡三島町大字西方 字上原三四五六番地先 から 同 郡同 町大字西方 字居平九五番地先まで 大沼郡三島町大字名入 字上ノ原三五四番五地 先から 同 郡同 町大字西方 字居平一八二番地先ま で 大沼郡三島町大字西方 字居平一八二番地先か ら 同 郡同 町大字西方 字居平五四二九番地先 まで	変更後 A 四・五〇 三五・〇	B 一三・五〇 六一・五	C 八・四〇 一六・〇	九二五・四 一、一一〇・〇 六九・〇
---	--------------------------	--------------------	-------------------	--------------------------

(道路計画課)

福島県告示第四百十号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画
 課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十三年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供
 する。
 平成二十三年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道喜多 方西会津 線	喜多方市慶徳町豊岡字 不動前三二〇番一 地先から 同 市慶徳町豊岡字 香隈山三四七三番一 地先まで	変更前 A 二二・〇〇 二九・〇	変更後 B 二二・〇〇 二九・〇	三七七・八 三七七・八

福島県告示第四百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所平成二十三年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

(道路計画課)

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道四五九号	二本松市上長折字加藤木四八番二地先から 同 市西新殿字古屋敷一四番一地先まで	平成二十三年八月 二十六日

(道路計画課)

福島県告示第四百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十三年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道四〇〇号	大沼郡三島町大字西方字上原三四五六番地 先から 同 郡同 町大字西方字居平九五番地先 まで 大沼郡三島町大字名入字上ノ原三五四番五 地先から 同 郡同 町大字西方字居平一八二番地先 まで 大沼郡三島町大字西方字居平一八二番地先 から 同 郡同 町大字西方字居平五四二九番地 先まで	平成二十三年八月 二十九日

(道路計画課)

福島県告示第四百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十三年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道喜多方西会津線	喜多方市慶徳町豊岡字不動前三二〇番一 地先から 同 市慶徳町豊岡字香隈山三四七三番一 地先まで	平成二十三年八月 二十六日

(道路計画課)

福島県告示第四百十四号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十三年八月十五日次のとおり指定した。
平成二十三年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	売りさばきの場所
福島県田村地 区交通安全協 会 会長 幕 田 勝壽	田村郡三春町大字 熊耳字下荒井一九 四番地 田村郡三 春町字尼ヶ谷一二 七番地	平成二十三年八月二五日から平 成二八年三月三二日まで	田村郡小野町大字小 野新町字小太内一三 番地
渡辺 武志	郡山市並木五丁目 一四番地の一	同	住所地に同じ

(出納総務課)

公 告

公告第五百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十三年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

都市計画事業の種類及び名称 県北都市計画道路 事業三・四・一一 九号栄町大笹生 線	
福島県	施行者の名称
福島市中町七番 一七号 福島県北建設 事務所	事務所の所在地
収用の部分 福島市泉字早 稲田並びに南沢又字柳清 水及び字桜内 地内 使用の部分 福島市泉字桜 内三九番地の一地先	事業地の所在

(まちづくり推進課)